

## 札幌市役所本庁舎あり方検討会設置要綱

## (名称)

第1条 この会は、「札幌市役所本庁舎あり方検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 検討会は、札幌市が札幌市役所本庁舎のあり方検討を進めるにあたり、専門的な見地から意見交換し、適切な助言を行うことを目的とする。

## (組織)

第3条 検討会の委員は、専門知識を有する者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 検討会にオブザーバーを置くことができる。

3 委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

## (座長)

第5条 検討会に座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、検討会の議長となり、会務を総括する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長の指名する委員がその職務を代理する。

## (検討会)

第6条 検討会は、必要の都度市長が招集する。

## (謝礼)

第7条 検討会に出席した委員に対し、札幌市特別職の職員の給与に関する条例別表に規定する附属機関の委員の報酬日額を支給する。

2 代理出席者に対しても委員同様の取扱いとする。

## (庶務)

第8条 検討会の庶務は、まちづくり政策局政策企画部において行う。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、まちづくり政策局長が定める。

## 附則

この要綱は令和6年8月7日から施行する。